

家賃保証商品「Jサポ」「Jサポ+24」のご案内

契約条件

商品プラン	基本プラン	学割プラン（学生専用）
契約形態	収納代行型（賃料等の指定日自動送金）	
初回保証料	月額賃料等の50% （最低保証料：2万円）	一律15,000円
	初回保証料は仲介業者様にて徴収して頂きます。	
月次保証料	月額賃料等の1.5%（変動費を含む）	
収納手数料	無し	
年次保証料	10,000円／年	
賃料送金日	毎月28日（金融機関休業日は翌営業日／家主様指定口座へ振込）	
収納代行会社	株式会社インサイト（SMBC）	
居室内死亡補償	家主費用・利益保険付帯（別紙）	

保証範囲

保証限度額	月額賃料等の 24ヶ月分
保証対象	<ul style="list-style-type: none"> ・月額賃料等（家賃、共益費、変動費、駐車場代を含む）（注1） ・明渡し訴訟費用 ・残置物撤去費用（注2） ・原状回復費用（注3） ・早期解約損害金（賃料等の2ヶ月分以内）（注4） ・退去予告義務違反の損害金（賃料等の1ヶ月分以内）（注4） ・更新事務手数料

注意事項

- （注1）変動費の水道料金、電気料金、ガス料金などは賃貸借契約書の記載と請求根拠が示せるものに限りです。
- （注2）車両撤去等は対象外です。
- （注3）国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に準じた内容で本人が承認した場合に限りです。
- （注4）賃借人の意思に反して解約となった場合は適用されません。

「ジェイクレ保証」に付帯する

「家主費用・利益保険」の居室内死亡補償内容

◆ 孤独死等による家賃損失・費用を補償

入居者さまの「孤独死・自殺・犯罪死」の発生に伴う家賃損失・費用が補償されます。隣接居室に生じた死亡事故により賃貸居室に対して物的損害が生じた場合も同条件で補償致します。

補償の概要		
損失・費用の種類	補償される損失・費用	補償限度額
家賃損失	事故が発生した賃貸戸室について生じる次の①および②の家賃損失に対して費用が補償されます。ただし、事故が発生した賃貸戸室について、事故発見日において賃貸借契約が締結されている場合は、事故発見日からその日を含めて90日以内の賃貸借契約終了によって生じる損失に限ります。 ① 空室期間中の家賃減少による損失(*1) ② 重要事項説明義務が生じ、空室期間を短縮するために必要となった家賃値引による損失 (*1)事故発見日または賃貸借契約終了の日のいずれか遅い日からその日を含めて30日以上空室期間が続いた場合に限ります。	空室期間と値引期間を通算して6か月を限度とします。
原状回復費用	賃貸戸室に物的損害が生じた場合の原状回復費用(賃借可能な状態に補修、修繕、清掃、消毒または消臭等を行うために要する費用をいいます)から敷金を控除した額に対して費用が補償されます。(*2) (*2)死亡事故が発生した場合は、事故と直接関連性のある共用部分の原状回復費用も対象となります。	
遺品整理等費用	死亡事故が発生した結果生じた、次に掲げる費用に対して費用が補償されます。 ① 遺品整理費用 ② 相続財産管理人選任申立費用(財産の相続人がいない場合に、裁判所にその管理人を選任してもらうために必要な費用をいいます。) ③ お祓いまたは追善供養に要する費用(次の入居者を募集することを目的として支出した費用に限ります。)	事故発見日から1年以内に支出した費用が対象となります。 原状回復費用、遺品整理等費用および空室期間短縮費用を合計して、設定頂いた支払限度額(30万円)を限度とします。
空室期間短縮費用	事故が発生した賃貸戸室に関する、空室期間の短縮を目的として支出した、戸室の内装を構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物に改装するための費用に対して費用が補償されます。	
損失・費用が補償されない主な場合		
<ul style="list-style-type: none">・事故が発生した賃貸戸室の復旧を行わない場合の家賃損失・事故が発生した賃貸戸室を復旧した後に、入居者を募集できるにもかかわらず募集を行わなかった場合の、復旧完了日以降の家賃損失・故意もしくは重大な過失または法令違反・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動・地震もしくは噴火またはこれらによる津波・核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故 等		

※上記補償制度の提供に際して東京海上日動火災保険株式会社との間で「家主費用・利益保険」を契約しています。
加入者の皆様へ補償を提供するに際しては、「家主費用・利益保険」の契約内容・保険約款に基づき決定して参りますので予めご了承下さい。